

## 宇和島市特殊詐欺対策電話機等設置支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、迷惑電話による高齢者への被害を未然に防止することを目的として、特殊詐欺対策電話機等を設置した者に対し、予算の範囲内において宇和島市特殊詐欺対策電話機等設置支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、宇和島市補助金等交付規則（平成17年規則第47号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 本市の住民基本台帳に記録された住所に現に居住していること。
- (2) 65歳以上の者（補助金の交付を申請しようとする日の属する年度の3月31日までに65歳に達する者を含む。）のみで構成される世帯の者であること。
- (3) その者及びその者と同一の世帯に属する者が本市に納付すべき市税等を滞納していないこと。
- (4) 補助金の交付を申請しようとする日の属する年度内に次のいずれかに該当する機器（以下「特殊詐欺対策電話機等」という。）を設置し、かつ、特殊詐欺対策機能等を適切に設定していること。

ア 電話を受信した際、会話の内容を録音する旨の音声案内が流れ、会話の内容を自動で録音することができる機能を備えた固定電話機

イ 特定の電話からの着信を自動的に判別し、かつ、特定の電話の着信を通知し、又は自動的に着信を切断する機能を備えた固定電話機

ウ 固定電話機に接続する機器であって、ア又はイに掲げる機能を有するもの

### (補助対象経費)

第3条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、公益財団法人全国防犯協会連合会が推奨する優良防犯電話の推奨品目録に記載のある新品の特殊詐欺対策電話機等（スマートフォン及び携帯電話機を除き、購入時又は交付申請時に記載のあるものに限る。）の購入費用とする。

(補助金額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費（消費税及び地方消費税を含む。）に2分の1を乗じて得た額（その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、10,000円を限度とする。

2 補助金の交付は、1世帯につき1回限りとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、特殊詐欺対策電話機等の設置後3月以内又は設置した日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、宇和島市特殊詐欺対策電話機等設置支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費の領収書その他の支払を証する書類の写し
- (2) 設置した特殊詐欺対策電話機等が確認できる保証書、取扱説明書等の写し
- (3) 住民票（世帯全員が記載されたもの）
- (4) 市税等に未納がない証明書（世帯全員分）
- (5) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 市長は、前条の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、必要な条件を付して、補助金の交付を決定し、宇和島市特殊詐欺対策電話機等設置支援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査の結果により、補助金を交付することが不相当と認めたときは、その理由を付して、宇和島市特殊詐欺対策電話機等設置支援事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第7条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助金の交付の請求をしようとするときは、宇和島市特殊詐欺対策電話機等設置支援事業補助金交付請求書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書を受理した場合は、補助金を交付するものとする。

(財産の処分の制限)

第8条 補助金の交付を受けて設置した特殊詐欺対策電話機等は、設置完了日から3年間は、

補助金の交付の目的に反して使用し、売却し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、市長がやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。

(調査)

第9条 市長は、必要があると認めるときは、交付決定者に対し、補助金の交付を受けて設置した特殊詐欺対策電話機等の設置状況に係る調査を行うことができる。

2 交付決定者は、前項の調査に協力しなければならない。

(交付決定の取消し)

第10条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により、補助金の交付を受けたとき。

(2) 第8条の規定に違反したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、規則及びこの要綱の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、宇和島市特殊詐欺対策電話機等設置支援事業補助金交付決定取消通知書(第5号様式)により、当該交付決定者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第11条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、宇和島市特殊詐欺対策電話機等設置支援事業補助金返還命令書(第6号様式)により、期限を定めてその全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。